新居浜市特別職の職員の給与に関する条例及び新居浜市教育長の給与、勤 務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市特別職の職員の給与に関する条例及び新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年2月25日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市特別職の職員の給与に関する条例及び新居浜市教育長の給与、勤 務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(新居浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 新居浜市特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)の一部 を次のように改正する。

別表中

Γ

989,	000円
807,	000円
7 0 7,	000円
4 5 7,	000円

ı

974,	000円
7 9 5,	000円
6 9 6,	000円
4 5 0,	000円

1を

」に改める。

(新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和42年

条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「680,000円」を「670,000円」に改める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

特別職の職員のうち市長及び副市長について、新居浜市特別職報酬等審議会の答申に 基づき給料の額を改定するとともに、これらの改定に準じて監査委員及び教育長の給料 の額を改定するため、本案を提出する。